予測・評価項目の説明例（各自治体より抜粋）

区　分		調査・予測項目
大気環境	大気質	環境基本法第16条*の項目，ダイオキシン類対策特別措置法第7条**の項目，大気汚染防止法等
	騒音	環境騒音，特定騒音(工場・事業場，道路交通，航空機，鉄道・軌道，建設作業)
	振動	環境振動，特定振動(工場・事業場，道路交通，鉄道・軌道，建設作業)
	悪臭	悪臭防止法第2条の項目，臭気排出強度
	低周波空気振動	低周波音，土地利用，発生源，自動車交通量
水環境	水質	環境基本法第16条*の項目，水質汚濁防止法施行令第2条・第3条***の項目，ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針，公共用水域等における農薬の水質評価指針，水温，透視度，濁度，透明度，塩分など
	底質	底質の処理処分等に係る暫定指針の項目
	水象	環境基本法第16条*の項目，水質基準に関する省令，河川(流量・流状)，海域(潮流・恒流・波浪・潮汐)，水温，外観，透視度，炭酸水素イオン，イオン構成，電気伝導率など
	海	水象，利水状況，水質汚染源の発生源，気象など
	河川	土地形状変更，透水性変化，排水取水による流量変化，水位変化
	地下水質	地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目
土壌環境	地象	地形・地質
	土壌	環境基本法第16条*の項目，土壌の汚染に係る環境基準の項目
	地形・地質	地形(標高分布・起伏量など)，地質(表層地質，地質構造など)，学術上注目される地形・地質・自然現象
	地盤	地盤沈下の現状，地質構造，軟弱地盤分布，透水性・圧密状況
自然環境	気象	風向，風速，日射量，放射収支量など
	植物	植物相・植生，植物プランクトン，注目すべき植物種・植物群落，生育環境
	動物	ほ乳類，鳥類，両生類，爬虫類，魚類，昆虫類，底生生物，動物プランクトン，注目すべき動物の生息状況・生態，生息環境など
	陸水生物	陸水生物相，注目される種・分布，生息環境など
	水生生物	水生植物・動物相の分布，注目すべき種に対する影響
	海洋生物	海洋生物相，注目される種・分布，生息環境など
	生態系	生態系の構成種，個体群・生物群集の相互関係，上位性・典型性・特殊性の視点から注目される動植物種・生
	緑(緑地)	位置，種類，予定地の面積など
自然触れ合い環境	人と自然との触れ合い活動の場	人と自然と触れ合いの活動の場の状況(遊歩道・プロムナードなど)，主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布，利用・利用環境
	野外レクリエーション	立地環境，利用状況，管理状況など
	景観	眺望点，景観資源，眺望景観，自然景観，都市景観，農村(里地)景観
	文化財	文化財保護法(史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財など)
環境負荷	廃棄物等(残土)	撤去建築物・伐採樹木等の状況，建設発生土，特別管理廃棄物，廃棄物等の処理
	水利用	施設の水の使用量
	土地利用	住居等の分布，位置
	発生源	種類，規模，排出条件，稼動状況，発生負荷量，時間変動
	地球温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律，エネルギーの使用の合理化に関する法律
	温室効果ガス	原単位の把握，対策の実施，地域内のエネルギー資源の状況，温室効果ガスを使用する設備機器の状況，法令
	オゾン層破壊	オゾン層破壊物質使用状況，回収状況，排出状況
	ヒートアイランド	人工排熱の状況，人工被覆の改善状況など
その他の環境	風害	上空風，地表付近の風，強風，風の影響に配慮すべき施設，地形，土地利用
	日照	日影の状況，日照阻害の影響に配慮すべき施設，既存建築物の状況，地形
	電波	テレビ電波の送受信，高層建築物・住宅の分布，地形
	光害	環境影響の生じるおそれがある地域の照明環境，生活や農作物等に影響を及ぼす光
	安全	危険物の種類，ガス管等地下埋設物の分布，地形・地物の状況，洪水時の流量・降雨量，水害時の被害状況な
	コミュニティ	コミュニティ施設の分布・利用・施設への経路，交通手段の状況
	地域分断	学校・公園・医療施設・商店街コミュニティ施設分布・利用状況，学区・町内会コミュニティ組織
	交通安全	事業に伴う交通渋滞
	地域交通	交通量の実態，道路の分布，交通経路の実態，道路の構造，交通事故，バス路線・本数・走行時間など
	地域社会	日常生活圏，生活道路，交通安全，自然レクリエーションなど

*環境基本法第16条：大気の汚染，水質の汚濁，土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について，それぞれ，人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

**ダイオキシン類対策特別措置法第7条：ダイオキシン類による大気の汚染，水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について，それぞれ，人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

***水質汚濁防止法施行令第2条：カドミウム及びその化合物，シアン化合物，有機燐化合物，鉛及びその化合物，六価クロム化合物，砒素及びその化合物，水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物，ポリ塩化ビフェニル，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，一・二-ジクロロエタン，一・一-ジクロロエチレン，シス-一・二ージクロロエチレン，一・一・一-トリクロロエタン，一・一・二-トリクロロエタン，一・三-ジクロロプロペン，テトラメチルチウラムジスルフイド，二-クロロ-四・六-ビス-ｓトリアジン，S-四-クロロベンジル＝N・N-ジエチルチオカルバマート，ベンゼン，セレン及びその化合物，ほう素及びその化合物，ふつ素及びその化合物，アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物量

第3条：水素イオン濃度，生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量，浮遊物質量，ノルマルヘキサン抽出物質含有量，フエノール類含有量，銅含有量，亜鉛含有量，溶解性鉄含有量，溶解性マンガン含有量，クロム含有量，大腸菌群数，窒素又はりんの含有量